

愛知県知事指定 訪問リハビリテーション事業所

医療法人社団福祉会 高須病院 重要事項説明書

(令和6年6月現在)

1. 当施設は、愛知県知事指定訪問リハビリテーション事業所です。

名称 医療法人社団福祉会 高須病院
住所 愛知県西尾市一色町赤羽上郷中113番地1
指定番号 2313201325
管理者 笠井保志

2. 訪問リハビリテーション事業の目的及び運営方針

- ①当事業所では、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションサービスを提供します。
- ②当事業所では、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ③サービス提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努めます。

3. 職員の職種、員数

- ①管理者 医師 1名
- ②理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1人以上

4. 従業者の職務内容

- ①管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行います。
- ②理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画に基づいて居宅を訪問し、利用者に対して理学療法、作業療法、言語聴覚療法を実施します。

5. サービスの内容

- ①身体的アプローチ
関節の運動、筋力増強運動、起き上がりや立ち上がり、歩行等の訓練、指導
- ②日常生活動作
食事・排泄・更衣・入浴の各動作及びコミュニケーションの取り方等の助言、訓練
- ③家庭でできるリハビリテーションの指導
利用者自身または家族と一緒にできる簡単な運動や体の使い方の指導

④心理的サポート

意欲低下を引き起こさないためのサポート、家族の介護による身体的・精神的な負担を軽減するための援助・助言

⑤住環境の整備

手すりの位置や段差への対応、杖などの福祉用具選択の助言

6. 営業日及び営業時間

- ①営業日 月曜日から金曜日まで
ただし、国民の祝日及び1月1日から1月3日までを除く
- ②営業時間 午前9時から午後6時まで

7. 営業地域

通常の事業の実施地域は、西尾市です。
実施地域外にお住まいの方のご相談にも応じます。

8. 利用料金

- ①保険給付の自己負担額を、以下のとおりお支払いいただきます。

【要介護1～5の方】

- 318円（1回当たり・20分）
- ※2割負担の方 636円（1回あたり・20分）
- ※3割負担の方 954円（1回あたり・20分）

上記の基本料金に、下記が加算されます。

（1単位あたり10.33円で計算されます。自己負担額は1割～3割となります）

- サービス提供体制強化加算 6単位
- 移行支援加算 17単位

利用者の病状等に応じてかかる費用として下記のものがあります。

- ・リハビリテーションマネジメント加算イ 186円（2割負担：372円、3割負担：558円）
- ・リハビリテーションマネジメント加算ロ 220円（2割負担：440円、3割負担：660円）
- ・医師が利用者、家族に説明した場合 279円（2割負担：558円、3割負担：837円）
- ・短期集中リハビリテーション実施加算 207円（2割負担：413円、3割負担：620円）
- ・退院時共同指導加算 620円（2割負担：1240円、3割負担：1859円）
- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算 248円（2割負担：496円、3割負担：744円）

【要支援1・2の方】

- 308円（1回当たり・20分）
- ※2割負担の方 616円（1回当たり・20分）

※3割負担の方 924円（1回当たり・20分）

※利用開始から12月を超えた方

277円（1回当たり・20分）

2割負担の方 554円（1回当たり・20分）

3割負担の方 831円（1回当たり・20分）

上記の基本料金に、下記が加算されます。

（1単位あたり10,33円で計算されます。自己負担額は1割～3割となります）

サービス提供体制強化加算 6単位

利用者の病状等に応じてかかる費用として下記のものがあります。

・短期集中リハビリテーション実施加算 207円（2割負担：413円、3割負担：620円）

※自己負担額は概算額です。加算等により増減しますのでご了承ください。

※西尾市は地域区分6級地に該当するため、介護報酬1単位の単価が10,33円で計算されます。

②交通費

通常の事業に実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費は、以下の金額をお支払いいただきます。

通常の事業の実施地域を越えてから片道1キロメートルごとに 55円（消費税込）

9. キャンセル料

利用予定当日午前8時までにご連絡がなく利用者の都合でサービスを中止する場合、また利用予定時間に不在の場合は所定のキャンセル料をいただきます。

・利用額の自己負担額の全額

ただし、利用者の体調の急な悪化など、やむを得ない事情があるときはキャンセル料は不要です。

10. 緊急時の対応

訪問リハビリテーションサービス従事者は、訪問リハビリテーション実施中に利用者に急変その他緊急事態が生じた時には、管理者に連絡の上、速やかにご家族、その他緊急連絡先に指定された方に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて主治医への連絡、又は緊急搬送等の連絡を行います。

また、担当の介護支援専門員への報告も行います。

11. 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

事業者は、訪問リハビリテーションサービスの利用予定が入っている場合においても、地震、台風等の天災、その他緊急時にはサービスの実施ができなくなります。また、サービスの実施中に緊急警報等が発令された場合も同様です。

12. 相談窓口

利用者、ご家族等は当事業所の提供する訪問リハビリテーションサービスに対しての要望、苦情について、いつでも下記へ申し出ることができます。

高須病院 苦情相談室 (0563) 72-0806

担当 磯部恵里、藤田博子

【その他の相談窓口】

西尾市役所 健康福祉部 長寿課 0563-65-2119

安城市役所 保健福祉部 介護保険課 介護審査係 0566-71-2257

碧南市役所 健康推進部 高齢介護課 介護係 0566-41-3311

岡崎市役所 福祉部 長寿課 介護サービス室介護給付班 0564-23-6682

蒲郡市役所 市民福祉部 長寿課 介護保険係 0533-66-1176

愛知県国保連合会 介護保険課内 苦情相談室 052-971-4165

13. 利用の終了

①次のいずれかに該当する場合には、訪問リハビリテーションサービスの提供は終了します。

- (1) 利用者が要介護認定において自立と認定されたとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 利用者からサービス提供終了の意思表示がなされたとき
- (4) 利用者が介護保険施設等へ入所したとき

②当事業所は、利用者が故意に法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為をなし、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、訪問リハビリテーションサービス利用の目的を達することが不可能になったとき、14日以上予告期間をもってサービス提供を終了することができます。

14. サービス提供の記録

①当事業所は、指定訪問リハビリを提供した際には、指定訪問リハビリの提供日及び内容、当該指定訪問リハビリについて介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける訪問リハビリサービスの額、その他必要な事項を、利用者の訪問リハビリサービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記録します。また、この記録は5年間保存します。

②利用者からの申し出があった場合には、上記のサービス提供の記録を文書の交付、その他適切な方法によりその情報を提供します。

15. 秘密の保持

当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。当事業所の利用終了後も同様の取り扱いとします。ただし、次の各号についての情報提供については、当事業所は利用者及びご家族からあらかじめ同意を得た上で行うこととします。

①介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

②介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

16. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問リハビリサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問リハビリの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

17. 賠償責任

- ①訪問介護サービスの提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者に対して損害を賠償するものとします。
- ②利用者の責に帰すべき事由によって当事業所が損害を被った場合、利用者及びご家族は連帯して当事業所に対してその損害を賠償するものとします。

18. 実習生・研修生の受け入れ

当事業所は、地域医療・福祉の発展及び在宅サービスの普及を目的として、実習生・研修生の受け入れを積極的に行っております。同行訪問などの受け入れにご協力をお願いいたします。

19. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する担当者を選定しています。
担当者：鳥居和隆
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

20. 業務継続計画の策定について

- ①感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

21. ハラスメント対策について

当事業所は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止に向けて取り組みます。

- ①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

(2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

(3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該事業所の職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。

③従業者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的な話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

2.2. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

令和 年 月 日

訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 愛知県西尾市一色町赤羽上郷中 1 1 3 番地 1
医療法人社団福祉会 高須病院

説明者 氏 名 ⑩

私は、本書面により事業者から訪問リハビリテーションサービスについて、重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 ⑩

(代理人) 住 所

氏 名 ⑩